

# 公立大学法人静岡文化芸術大学役員規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の役員について必要な事項を定める。

## (種別)

第2条 役員は、理事長、理事及び監事とする。

2 役員は常勤または非常勤とする。

## (責務)

第3条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

## (報酬等)

第4条 役員に対する報酬及び退職手当については別に定める。

## (旅費等)

第5条 理事長は、業務上必要があるときは、役員に出張を命じることができる。

2 役員が、法人の業務のため旅行するときは、公立大学法人静岡文化芸術大学職員旅費規程に準じて旅費を支給し、又はその費用を弁償する。

## (福利厚生)

第6条 役員については、法律の定めるところにより社会保険制度に加入する。

## (営利事業の従事)

第7条 常勤の役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事する場合は、理事長（理事長及び監事にあつては静岡県知事）の承認を得なければならない。

## (秘密の保持等)

第8条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員の職務に係る倫理については、職員の倫理に準じて取り扱うものとする。

(災害補償)

第9条 常勤の役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、補償を行う。

2 地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法の適用を受けない役員の業務上の災害又は通勤途上における災害補償については別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。